

## 合併推進協議会だより

等については、各法令の定めるところによるものとしています。合併により現在より人数が減りますが、合併時の給与・報酬につきましては、合併活動の幅も広がり責任も重くなつてることから、4町村の中で最も高い町村の例により支給（現在三万人規模の類似の市と比較した場合、安くなります。）することで提案しています。

その他の非常勤の特別職については、合併直前の制度をもとに合併時に調整することとしています。

④事務機構及び組織の取扱いについて

新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮しながら「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、段階的に整備を行つていくことで提案しています。

⑤消防団の取扱いについて

4町村の消防団は合併時に統合し、消防団組織については合併までに再編する。消防団の団員定数は、合併直前の定数を新市に引き継ぐということで提案しています。

今後も、消防団の団長さん方と連携をとりながら、具体的な調整を進めいく予定です。

⑥人権教育・同和対策事業の取扱いについて

人権教育・同和対策事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き取り組んでいくこととしています。

⑦保育事業の取扱いについて

保育料の階層区分については、国の基準を参考に統一するものとし、徴収金の基準額についても、合併までに統一にむけ調整していくということで提案しています。

公立保育所の開所時間については、現在七時半からと八時半からになっていますが、合併時に統一する。ただし、延長保育については、地域性を考慮したうえで実施することとしています。

⑧その他の福祉事業の取扱いについて（社会福祉協議会等）

社会福祉協議会は、合併時に統合するということで提案しています。

現在4町村それぞれに社会福祉協議会が設置されていますが、統合に当たっては、各町村の社会福祉協議会からなる社会福祉協議会合併協議会を設置していただき、内容について詳細協議をしていただいたうえで、調整していく予定です。

**協議第十五号 姉妹都市の取扱いについて**

姉妹都市については、新市において新たに存続について検討する。

**協議第十六号 國際交流事業の取扱いについて**

國際交流事業については、新市において新たに存続について協議する。

ただし、児童生徒を対象とした

交流事業については、新市において実施するものとする。

国内交流事業については、国際交流事業の取扱いに準じる。

**協議第二十一号 学校教育関係の取扱いについて**

新市の将来ビジョン（骨子）は、別紙のとおりとする。

**協議第十八号 新市建設計画について**

現在各町村において敬老会が実施されていますが、敬老会については、新市においても引き続き実施することとしています。なお、具体的な内容については新市において調整する予定です。

老人クラブの助成金についても、新市で補助基準を新たに設定して支給する予定です。

以上、次回協議予定の九項目について事務局から事前説明を行いました。四月八日の協議会において具体的な協議が行われる予定です。

①学校の統廃合については、新市において児童生徒数の推移により、必要に応じ計画的に実施を行う。

②特殊学級の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

③学校の施設整備については、新市において学校施設整備計画を策定し、計画に沿つて整備を行う。

④新市において基金を創設し、高校、大学（短大）、専修学校の学生・生徒を対象とする奨学金制度を設立する。

⑤学校給食費については当面現行どおりとし、合併後、新市において調整・検討し統一化を図る。

⑥給食センターの取扱いについては、当面現行どおりとし、新市において管理・運営を検討する。

⑦給食費の会計及び徴収方法については、合併後、新市において検討する。